

時 期	復旧・復興段階
区 分	都市施設及び市街地
分 野	市街地
検 証 項 目	安心・安全な住環境の整備

根拠法令・事務区分	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律等
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財 源	自主財源（ただし、都市防災総合推進事業、防災公園・市街地一体整備事業等などの整備事業については、国庫補助あり。）
概 要	<p>震災復興に当たっては、震災に強いまちづくりを行うとともに、高齢者・障害者を始めとする人にやさしい安全で快適な住環境の整備を行うという観点から、公共・公益施設のバリアフリー化等が進められた。</p> <p>特に、神戸市では、平成8年に安全都市づくり計画を策定し、平常時から福祉活動と防災活動に積極的に取り組む「防災福祉コミュニティ」の結成を推進している。また、平成9年5月に発生した地元中学3年男子生徒の犯行による連続児童殺傷事件を契機に、平成10年1月に「神戸市民の安全の推進に関する条例」を制定し、「防災」と「防犯」の面から「安全で安心して暮らせる地域づくり」に取り組んでいる。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>防災安全街区の整備[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p297]</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設省（当時）においては、震災の教訓を踏まえ、震災に強いまちづくりの推進のため、当面緊急に整備が必要な施設等について基本的な考え方、主要な施策の展開方策等を平成7年4月に救急にとりまとめた「震災に強いまちづくり構想」において、防災安全街区の提案を行った。 防災安全街区は、地域全体の防災性を向上するため、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中立地させた街区として、災害時の拠点機能を維持することを目標に整備を行った。整備においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、街並み・まちづくり総合支援事業、都市公園事業、街路事業等の各種事業を活用した。 <p>地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めた。 特に、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、耐震性貯水槽、社会福祉施設、公立小中学校等の施設整備及び防災行政無線等の設備に揚げるものに要する経費に対する補助率のかさ上げ措置を講じることとした。 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業については、さらに強力に推進する必要があるため、平成13年3月に地震防災対策特別措置法を改正し、平成17年度末まで特別措置を継続

することとした。

防災街区整備地区計画制度の創設（平成9年5月）[『建設白書（平成9年）』,p151]

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓に鑑み、大規模地震時に市街地大火が生じる恐れがあるなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、平成9年5月「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が公布された。
- ・ 同法に基づいて、地区レベルの公共施設の整備とその沿道に耐火建築物を誘導するための計画事項を特別に定める「防災街区整備地区計画」と、その実現手法として土地の権利移転等を円滑に行うための「防災街区整備権利移転等促進計画」が創設された。

ID115密集事業の実施を参照。

都市防災構造化推進事業の創設（平成9年）[『建設白書（平成9年）』建設省]

- ・ 大都市等の既成市街地に残された震災や大火に対して危険な密集市街地等の防災性の向上を図るため、災害危険度判定等調査、住民等のまちづくり活動への支援、道路、広場、防災まちづくり拠点施設等の地区公共施設等の整備、避難地、避難路周辺等の建築物の不燃化を推進する都市防災構造化推進事業を創設した。

防災公園・市街地一体整備事業の創設（平成11年）[『建設白書（平成12年）』建設省,p146]

- ・ 平成11年度には、市街地内の低・未利用地の有効活用により、防災公園の整備と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備等を含む市街地の防災拠点整備を一体的に実施する防災公園・市街地一体整備事業が創設された。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）の制定（平成12年）

[国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrier/mokuji_.html）]

- ・ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年、交通バリアフリー法が制定された。

鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。

鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）の改正・施行（平成15年）

[国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/hbl.htm>）]

- ・ 平成15年3月、ハートビル法が施行され、対象建物の範囲を学校、事務所、共同住宅などにも拡大された。また、地方公共団体は条例で義務付け用途の追加、規模の引下げ、必要な制限の付加ができるようになった。

○都市防災総合推進事業の創設・拡充（平成14、16年）

- ・ 地方公共団体の自主性・裁量性を高め、ハードからソフトまで一体的に防災施策を推進するため、旧事業を総合補助金制度化することにより「都市防災総合推進事業」へと改組した。また東南海・南海地震防災対策推進地域を事業対象地域に追加した。

○密集市街地整備法の改正（平成15年）

- ・ 防災公共施設の整備を促進し密集市街地の早期改善を図るため、密集市街地整備法を改正し、防災街区整備事業、特定防災街区整備地区等、新たな事業制度や都市計画制度を創設した。

○地震防災対策に係る法律の制定（平成15、16年）

- ・ 平成15年12月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が公布された。

○避難地・避難路基準の改訂（平成16年）

- ・ 都市部等における土地利用状況を鑑み、従来の避難地・避難路基準を改定し、弾力的な運用により地方独自の防災対策・計画の策定における避難地等の位置付けをより柔軟なものとした。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

防災街区整備地区計画の策定（神戸市長田東部地区）[安藤元夫『阪神・淡路大震災 復興都市計

	<p>画事業・まちづくり』学芸出版社,p244-247]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市長田東部地区においては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の制定（平成9年）により創設された防災街区整備地区計画制度を活用し、平成10年2月に、「長田東部地区防災街区整備地区計画」を都市計画決定した。これは、防災街区整備地区計画制度創設後の全国最初の都市計画決定事例である。 <p>ID115密集事業の実施を参照。</p> <p>交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定状況 [国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrier/mokuji_.html）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通バリアフリー法に基づいて、基本構想が策定された市町村は、平成16年1月末時点で113市町村である。
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路都市復興基本計画の策定（平成7年8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、平成7年8月、都市復興の基本方針などをまとめた「阪神・淡路都市復興基本計画」（対象地域：10市10町）を策定した。この中で、住宅の復興については、「新しい都市核で住宅供給を行うとともに、規制市街地の住宅及び居住環境を再生。災害に強く、高齢者や障害者にやさしい安全で快適な住環境の創出。」を基本方針とした。 <p>阪神・淡路震災復興計画後期5カ年推進プログラムの策定（平成12年11月） [『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会p581-582]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、阪神・淡路震災復興計画の後期5カ年の推進プログラムを、平成12年11月に策定した。前期5カ年の取り組みの検証を踏まえ、学識経験者、NPO、経済団体の代表53人による同プログラム策定委員会がとりまとめた。 ・同プログラムでは、「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり - 震災の経験と教訓の継承・発信」と題して、「地域の自主防災組織、安心・安全のまちづくりを進めるとともに、日頃からその機能を活用することにより、災害時に即座に対応できる危機管理体制を整えていく。また、防災基盤、防災施設等の整備の一層の推進とともに、関係機関との広域連携等のソフト施策の取り組みを通し、セーフティネットを構築していく。あわせて災害に強く、安心して暮らせる都市づくりを進めるために、震災の経験と教訓の継承と発信を国内外に対して行う」とし、基本的な施策の方向をまとめた。 <p>福祉のまちづくり条例の改正（平成8年、14年） [兵庫県まちづくり課HP（http://web.pref.hyogo.jp/machisui/hukumati/indexhukumati.htm）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、平成4年10月、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を制定した。 ・被災地の復旧・復興に当たっては、高齢者や障害者はもとより、すべての人々にとってやさしいまちをつくるため「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進したが、同条例を平成8年に一部改正し、「住宅整備基準」の創設や条例適用範囲の拡大等を図った。 ・また、高齢者や障害者等の社会参加の増加を背景としたバリアフリー化に対する県民意識の高まりや技術開発の進展、公共交通機関を利用した移動の円滑化を目的とした「交通バリアフリー法」の制定を受け、身近な施設のバリアフリー化の促進や条例対象施設の利便性の向上を図り、福祉のまちづくりを一層推進するため、平成14年に一部改正し、条例対象施設の拡大化、条例の整備基準等を改正した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 公共施設のバリアフリー化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化については、県立施設について平成11年度末までに265施設を終了している。また、鉄道駅舎へのエレベーター設置補助、ノンステップバスの購入補助などの取り組みを進めており、このような取り組みにより、平成16年3月末における兵庫県内の主な駅舎（1日の乗降客数5,000人以上）のうち、75.0%がエレベーター、スロープ、車いす対応エスカレーター等によってバリアフリー化されている。 ・「神戸港中突堤アメニティターミナル」が平成10年3月28日に供用開始された。同ターミナルでは、

	<p>建物の構成を単純にし、建物内及び周囲の段差をなくし、また、障害者と健常者の移動経路を同じにする等の配慮がなされており、高齢者・障害者をはじめとしたすべての人に利用しやすい構造となっている。阪神・淡路大震災で倒壊した阪急伊丹駅の再建が進められ、平成10年11月20日竣工した。同ターミナルは、誰もが利用しやすいバリアフリーの施設整備を目指すため、阪急電鉄ほか関係者による検討委員会を開催し、大型の車椅子対応エレベーターをはじめ、高齢者・障害者等に配慮した鉄道駅として整備が進められた。[『運輸白書(平成10年)』運輸省]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 神戸市復興計画[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひようご創造協会,p673-675]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市復興計画では、生活の広がりに応じた3つの生活圏ごとに安全都市づくりを行う「防災生活圏」概念を打ち出している。具体的には、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 近隣生活圏：住民が主体の最低限の自立を営む圏域。小中学校や公園、公民館などの連携で地域防災拠点を整備。 生活文化圏：近隣生活圏での自主防災活動を支援する圏域。地域活動のリーダーと行政の役割分担により支援活動。支援拠点を区内に数ヶ所。 区生活圏：行政が主体となり地域防災活動を展開する圏域。区役所を自立した防災総合拠点に整備。 <p>神戸市安全都市づくり計画の策定(平成8年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひようご創造協会,p524-535]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、安全都市づくり計画の中で、日常の地域福祉などのコミュニティ活動で育まれた市民相互の助け合いのきずなを、災害時における初期消火、救出、救護の災害対応に行かせるよう平常時から福祉活動と防災活動に積極的に取り組むコミュニティを「防災福祉コミュニティ」と定義し、この結成を推進した。 ・平成8年5月に消防局、総務、市民、保健福祉の各局及び教育委員会、区役所による「防災福祉コミュニティ研究委員会」が発足し、モデル事業の検証、消防職員地区担当制の導入、ガイドブック、活動事例紹介、防災福祉マップづくり、コミュニティ防災計画づくりなどを行った。 <p>神戸市民の安全の推進に関する条例の制定・施行(平成10年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年5月、神戸市内で、地元中学3年男子生徒の犯行による連続児童殺傷事件が発生した。少年による異常な犯行と震災による影響との関連は不明であったが、この事件を契機に地域社会のあり方が大きな課題となったことから、神戸市は、大震災の経験と教訓を生かした「防災」と、この事件を契機にして「防犯」の面から、「安全で安心して暮らせる地域づくり」に取り組むために、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を制定し、平成10年1月17日に施行した。 ・条例は、市民、事業者と市が、それぞれの役割を果たし、協働して安全なまちづくりを進める、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育む、災害、犯罪、事故の教訓を日常生活の中に生かし、後の世代に継承していく、の3つを基本理念とし、市は、この理念を実現するための全体計画を策定、さらに区を中心に地域特性を生かして区ごとの計画を作成、また、安全なまちづくりを推進するため区安全会議を開催することを定めている。 <p>神戸市まちづくりスポット創生事業(空地整備助成)(平成10年～)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p497]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面利用予定の無い空地为市が地主から3年を限度に借り上げ、地元のまちづくり協議会に転貸し、広場、パザール等に活用する神戸市の「スポット創生事業」と協調して、施設整備費(上限300万円)の半分をまちづくりセンターから助成する制度を平成10年度から開始した。 <p>「安全まちづくり計画」の策定(平成11年3月)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p562-564]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、各区の安全なまちづくりに関する課題や目標、安全なまちづくりを進める行政、区民の取り組み等についてとりまとめた「安全まちづくり計画」を、神戸市全区において、平成11年3月に策定した。 <p>「安全で安心なコミュニティ活動の手引き」の作成(平成11年6月)[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p586-587]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、平成11年6月、地域での防災・防犯活動の一助とするために、「安全マップ」の作成方

法等を示した「安全で安心なコミュニティ活動の手引き」を作成した。

神戸市「原っぱ」づくり事業（平成14年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p569-670]

- ・神戸市は、密集市街地の中で、容易に再建できない宅地や、当面、利用計画のない空き地を所有者から有償で借り上げ、自治会、まちづくり協議会などの地域活動団体に無償で貸与するとともに、地域活動団体に空地整備費用を助成する事業（「原っぱ」づくり事業）を平成14年度から開始した。

神戸市復興推進プログラムの策定（平成12年10月）

[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会p644-653][神戸市企画調整局ホームページ（<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/013/kensyou/index-1.htm>）]

- ・神戸市は、平成12年10月、「神戸市復興計画」の後半5カ年に重点的に取り組むべき施策を「神戸市復興計画推進プログラム」としてとりまとめた。
- ・同推進プログラムでは、推進プログラムの柱の1つに「安全で安心なすまい・まちづくり」を掲げた。また、事業実施の基本方針の1つに「学校教育、市民安全まちづくり大学などの市民講座等により、安全で安心なすまいづくり、まちづくりに対する正しい知識の普及と意識の向上を図る。また、コミュニティ安全マップの作成などの機会を活用し、まちづくり活動における地域と学校等との連携強化を強める。」を掲げた。

神戸市地域防災計画の見直し（平成13年度）[『阪神・淡路大震災復興誌（第7巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p557]

- ・神戸市防災会議は、平成13年度に津波災害の防災対策の検討や、危機管理能力の向上を図るため、産官学による危機管理研究会「神戸安全ネット会議」の開催を承認したほか、自立した生活圏としての「コンパクトタウン」づくりを推進し、災害に強いまちづくりを目指すことを盛り込むなど、神戸市地域防災計画を大幅に見直し、同計画をまちづくり全体の根幹に据える位置づけを行った。

災害時における井戸の活用（「災害時市民開放井戸」の登録制度等）

- ・神戸市では、市民、事業所、工場等が所有する井戸のうち、災害時に自主的に一般開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録することにより、周辺住民の生活用水を確保するとともに、登録制度を通じて市民の防災意識の高揚を図っている。
- ・また、親しみのもてる公園づくりの一環として、災害時の公園の防災機能を高めるとともに日常の利用を通じた防災意識の高揚を図るため、公園での雨水や井戸水の活用を推進している。

「神戸市交通バリアフリー基本構想」の策定（平成14年度）[神戸市計画調整課ホームページ（<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/bf/>）]

- ・平成12年に制定された「交通バリアフリー法」に基づき、神戸市は、平成14年度に「神戸市交通バリアフリー基本構想」を策定した。

神戸市建築物安全安心実施計画の推進（平成11年11月、平成16年4月）

- ・阪神大震災では、耐震性能が不足した建築物・違反・欠陥建築物等の倒壊による圧死・窒息死が約8割を占めた。この事実を教訓に、神戸市は、市内の建築物の安全性・適法性を確保するため、平成11年度から神戸市と建築関係団体・NPO等が協力して、「神戸市建築物安全安心推進協議会」を発足させ、「神戸市建築物安全安心計画」を策定した。本計画に基づき、工事監理業務の適正な実施、中間・完了検査の的確な実施、違反建築物対策の推進、建築ルールや手続き等の啓発等に精力的に取り組んできた。その結果、適法建築の指標である完了検査率は計画策定前44%（平成10年度確認分）であったが、約90%（平成15年度確認分）まで向上し、違反建築の摘発件数も激減した。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

防災福祉コミュニティの結成状況

- ・平成11年12月時点において、神戸市の防災福祉コミュニティは100地区を超えた。

災害時市民開放井戸の登録状況

- ・平成12年までに、542箇所が登録されている。

その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>大震災5周年を前に、神戸市が震災復興の総括・検証事業の一環として防災福祉コミュニティの実態を把握するためのアンケート調査を実施した。その結果、同組織を支える役員の約7割が60歳以上の高齢で、若い人材の育成、リーダーとなる人材の育成が最大の課題となっていることが分かった。（（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p> <p>震災では神戸、芦屋、西宮市のほぼ全域で断水。飲料水は救援物資のペットボトルなどで確保したものの、トイレや風呂に使う生活用水が極端に不足した。阪神間には酒蔵や民家の庭などに多くの井戸があり、一部は一般に開放されて貴重な給水拠点となった。（『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p>	
<p>課題の整理</p>	
<p>密集市街地の改善 公共・公益施設のバリアフリー化 空地・空家に対する防災・防犯対策 災害時における井戸の有効活用に関する検討</p>	
<p>今後の考え方など</p>	
<p>都市再生プロジェクト（第3次決定）や社会資本整備重点計画の目標を踏まえ、大規模地震発生の可能性の高い地域を中心に、密集市街地における避難地・避難路等公共施設整備や建築物の不燃化促進等を重点的に実施するとともに、ハード対策と併せて、地域の防災性・安全性を向上させる為、住民の自主的・主体的な防災まちづくり活動を支援する。また避難地・避難路における技術的基準の改訂に伴い、地方公共団体が策定する地域防災計画への反映及び地域状況に応じた公共施設整備を推奨する。</p> <p>併せて密集市街地改善に伴う道路拡幅・空地造成、区画整理による視界の確保、建築物更新等により、防犯性能向上を図る。（国土交通省）</p> <p>復興10年総括検証においてもユニバーサルデザインのまちづくりへの展開などについて、提言がなされている。（兵庫県）</p> <p>公共的性格を有する建築物について、より望ましいレベルである利用円滑化誘導基準を満たす建築物への誘導や、既存建築物へのエレベーターの設置等、バリアフリー化を図る。（神戸市）</p> <p>平成16年度に「新神戸市建築物安全安心実施計画」が新たにスタートした。これまでの施策に加えて、建築物の耐震化の促進、地域と連携したすまいから始めるまちづくり等の新たな施策を積極的に展開しつつあり、「日本で最も安全で安心なすまいのまち“神戸”」の実現に努めていく。（神戸市）</p> <p>上記課題を踏まえて、検討していく。（尼崎市）</p>	